別表２（第６条及び第７条関係）

助成対象経費、助成率及び助成限度額

事業名	助成対象経費	助成率	助成限度額(年)
住宅の借上げ	① 家賃、管理費（共益費） ※１戸につき合計、月 82,000 円を上限とする。	1/2	200 万円
	② 礼金 ※１戸につき１回限り、82,000 円を上限とする。 ※①家賃、管理費（共益費）が助成対象と認められた場合に限り、助成対象とする。		
	③ 更新料 ※１戸につき１回限り、82,000 円を上限とする。 ※①家賃、管理費（共益費）が助成対象と認められた場合に限り、助成対象とする。		
	④ 仲介手数料 ※１戸につき１回限り、82,000 円を上限とする。 ※①家賃、管理費（共益費）が助成対象と認められた場合に限り、助成対象とする。 ※宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 46 条の規定による仲介手数料の限度額の範囲内に限る。		
	⑤ その他、借上げ住宅に必要な費用で、理事長が適当と認めたもの ※企業名義への変更に伴う手数料等		
食事等の提供	① 食事等の提供に係る飲食代 ※一人当たりで換算した飲食の提供量及び価格が、社会通念上相当と認められるものであること。	1/2	50 万円
	② 食事等の提供に係るサービスの利用料、初期導入費用、配達料 ※契約に基づく継続的かつ定期的なサービスとする。		
	③ 食事等の提供に伴う設備のレンタル又は購入費用		
	④ その他、食事等の提供に必要な費用で、理事長が適当と認めたもの		
健康増進サービスの提供	① 健康増進に係るセミナー・研修等(座学・実技)の実施費用	1/2	50 万円
	② 法令等で義務付けられていない健康診断・産業医面談等の実施に係る費用 ※35 歳以上のみを対象とするものでも可 ※健保組合や自治体からの補助を除いた実費負担分		
	③ 都内事業所で設置・共用する健康器具の購入又はレンタル費用		
	④ 従業員の健康管理を目的としたアプリ等の法人利用契約に係る費用		
	⑤ その他、健康増進サービスに必要な費用で、理事長が適当と認めたもの ※都内事業所で設置・共用する健康器具の配達・設置に係る費用等		

注１：助成対象事業ごとに算出した助成金の額に千円未満の端数がある場合は、切り捨てる。

注２：助成対象事業で要した経費の支払手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨で支払うものに限る。

注３：助成対象経費は、助成対象事業者が、都内で実施する助成対象事業に要する必要最小限の経費とし、社会通念上適正な価格で取引されたものに限る。